

川崎市上下水道局危機管理推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 上下水道局における危機管理に関する施策の充実と推進体制の強化を図るため、川崎市上下水道局危機管理推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 危機管理に係る計画等（マニュアルを含む。）の策定及び施策の進行管理に関すること。
- (2) その他危機管理に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、必要に応じて、委員会から指示された事項を調整審議させるための部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、経営戦略・危機管理室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の組織及び運営その他必要な事項

は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(川崎市上下水道局危機管理対策委員会設置要綱の廃止)

2 川崎市上下水道局危機管理対策委員会設置要綱（平成16年10月20日

16川水総企第266号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	上下水道事業管理者
副委員長	担当理事
委員	<p>経営戦略・危機管理室長</p> <p>総務部長</p> <p>総務部担当部長（財務担当）</p> <p>サービス推進部長</p> <p>水道部長</p> <p>水管理センター所長</p> <p>下水道部長</p> <p>下水道部担当部長（下水道施設担当）</p>